

# 国立大学法人鳴門教育大学における高病原性鳥インフルエンザ感染防止対策 マニュアル

平成28年11月30日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和4年6月27日一部改正

## 1 学生、幼児・児童・生徒及び職員が講じる感染防止事項

- (1) 日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防を行うこと。
- (2) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣対策担当、徳島家畜保健衛生所又は徳島保健所に相談すること。  
本学敷地内で死んだ野鳥を発見した場合は、総務部総務課法規係（以下「総務課」という。）（電話687-6266）又は休日等の場合は警備員室（電話687-6000）へ連絡すること。
- (3) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- (4) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。
- (5) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。  
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。  
また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。
- (6) 海外へ渡航する場合は、必ず事前に渡航する地域における鳥インフルエンザの発生状況を確認し、渡航先においても上記（1）を励行するとともに、生きた鶏等を販売している市場等には立ち入らないこと。

## 2 死んだ野鳥を本学敷地内で発見した場合

- (1) 連絡先
  - ① 職員は、総務課又は警備員室へ連絡する。
  - ② 学生は、教務部学生課又は警備員室へ連絡する。
  - ③ 幼児・児童・生徒は、附属学校の教員へ連絡する。
- (2) 発見した野鳥が一羽の場合
  - ① 生ゴミとして処分する。ただし、猛禽類（鷲、鷹等）は除く。
  - ② 猛禽類の場合は1羽から下記（3）の取扱いによる。
- (3) 発見した野鳥が複数の場合又は猛禽類の場合
  - ① 施設管理担当が立入禁止表示をする。

(附属学校の場合は、総務部附属学校課に依頼する。)

- ② 総務課から、徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課鳥獣対策担当（電話 621-2262）に状況を説明し、対応について指示を仰ぎ、それに従う。
- ③ 鳥インフルエンザのおそれがある場合は、危機管理担当理事に報告する。
- ④ 危機管理担当理事から、学長に報告し、総務課から全学に周知する。

### 3 連絡体制

(別紙1) のとおり

### 4 徳島県高病原性鳥インフルエンザにかかる相談窓口

徳島県防災・安全・安心ページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/bousaianzenanshin/>

→ 「死亡野鳥を見つけたら」

→ 「鳥インフルエンザに係る野生鳥類についての相談窓口」

連絡体制図

